

〇〇公園自動販売機の運営管理業務に関する協定書

貸付人足立区（以下「甲」という。）と借受人《会社名》（以下「乙」という。）は、〇〇公園自動販売機（以下「自販機」という。）の運営業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力して自販機の運営業務を円滑におこなうことを目的とする。

（運営業務の実施）

第2条 甲は、乙に対し、自販機の運営業務に必要な土地および施設（以下「本物件」という）の使用を許可する。

2 乙は、自販機の運営業務を実施するにあたり、別紙「仕様書」、募集要項及び公園施設設置許可書の内容を遵守しなければならない。

（関係法令の遵守）

第3条 乙は、自販機の運営業務を実施するにあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）、足立区立公園条例（昭和33年条例第2号。以下「条例」という。）、その他関係法令等を遵守すること。

（設置許可の申請）

第4条 乙は、自販機の運営業務を実施するにあたっては、都市公園法第5条第1項の規定により、条例第4条の7に基づく設置許可申請書を区長に提出し、許可を受けること。

2 設置許可申請は、年度毎におこない許可を受けること。

（途中解約）

第5条 乙は第4条に基づき許可を受けた設置期間が満了する前に、本協定を解約しようとする場合は、解約する日の3ヵ月前までに書面をもって甲に通知しなければならない。

（使用料）

第6条 乙は、自販機の運営業務に使用する土地の月額使用料は、次のとおりとする。

月額 金《月額》うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金《消費税》

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、貸付金額に110分の10を乗じて得た額である。

(使用料の支払)

第7条 乙は、前条に定める使用料を、次に掲げるとおり、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納入しなければならない。

支払期	対象期間	支払期限	支払金額
第一年次	令和9年4月分から令和10年3月分	令和9年4月末	金《月額12か月》
第二年次	令和10年4月分から令和11年3月分	令和10年4月末	金《月額12か月》
第三年次	令和11年4月分から令和12年3月分	令和11年4月末	金《月額12か月》
第四年次	令和12年4月分から令和13年3月分	令和12年4月末	金《月額12か月》
第五年次	令和13年4月分から令和14年3月分	令和13年4月末	金《月額12か月》
合 計			金《月額×支払月数》

(途中解約の精算)

第8条 甲は第5条の規定により、本協定が解約されたときは、既納の使用料のうち、乙が本物件を甲に返還した日以降の未経過期間の使用料を日割り計算により返還する。

(電気料の支払)

第9条 乙は、自販機に電気の使用料を計る専用メーターを設置すること。

2 乙は、自販機の運営業務に要した電気料を負担すること。

3 甲は、各年度の終了後、施設全体の前年度の電気料の単価に基づき前年度の専用メーターの表示により使用料を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

4 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第10条 乙は、第7条及び第9条に基づき、甲が定める納入期限までに使用料及び電気料(以下「使用料等」という。)を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて年9.1パーセントの割合で計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

3 遅延損害金の支払い方法は、第7条の規定を準用する。

(充当の順序)

第11条 乙が使用料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が使用料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

(責任者の明示)

第12条 乙は自販機に管理者ステッカー等連絡先を明示し、故障、問い合わせ及び苦情等について、乙の責任において即時対応しなければならない。

(実地調査等)

第13条 乙は、設置した自販機における月の販売個数及び売上金額を甲に定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(協定の解約)

第14条 次に該当するときは、本協定を解約することができる。

(1) 乙が本協定に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本物件を必要とするとき。

2 乙が、支払期限到達の翌日から起算して3ヶ月を経過した後も使用料等を支払わないときは、甲は、催告をしないで、本協定を解約することができる。

(使用料の精算)

第15条 甲は第14条第1項第2号の規定に基づき、本協定を解約したときは、既納の使用料のうち、乙が本物件を甲に返還した日以降の未経過期間の使用料を日割り計算により返還する。

(反社会的団体排除に係る解約)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解約することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体。

(2) 暴力団員や暴対法律第2条第6号に規定する暴力団及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が事実上経営に参加していると認められる団体。

(3) 自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる団体。

(4) 暴力団員又は暴力団員等を雇用していると認められる団体。

(5) いなかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められる団体。

(6) 役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められる団体。

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147

号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体。

(8) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体。

(損害賠償等)

第17条 乙は、本協定に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(使用料の協議)

第18条 甲は第4条に基づき許可を受けた期間中に第2条に定める本物件が所在する施設を天災等のため閉鎖もしくは一部を閉鎖した場合は、既納使用料について乙と協議することができる。

(原状回復)

第19条 乙は、第4条に基づき許可を受けた期間が満了したとき、又は第5条、第14条及び第16条の規定により協定が解約されたときは、甲の指定する日までに本物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(協定の費用)

第20条 本協定の締結及び自販機の設置、撤去及び安全対策等に要する費用その他履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協定の有効期限)

第22条 本協定の有効期間は令和13年3月31日までとする。ただし、甲が第4条の設置許可を継続しない場合は、この限りではない。

(権利及び義務の譲渡等の禁止)

第23条 乙は、この協定に基づく権利および義務を第三者に譲渡、移転または使用させてはならない。

(その他事項の順守及び疑義等の決定)

第24条 本協定、別紙「仕様書」及び公園施設設置許可書に定めのない事柄に関しては募集要項の内容を遵守すること。本協定、別紙「仕様書」、公園施設設置許可書及び募集要項に関し疑義のあるとき又は本協定、別紙「仕様書」、公園施設設置許可書及び募集要項に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

所 在 足立区中央本町一丁目17番1号
甲 名 称 足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

所 在 «会社所在地»
乙 名 称 «会社名»
代表者 «代表者名»

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じること。
- (2) 「自動販売機の堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じること。特に屋外に設置する自動販売機は、必ず鍵を二重ロックし、防犯に努めること。
- (3) 安全のためアース線を接続すること。ただし、設置機器・設置場所により接続が困難と考えられる場合は、施設担当課と協議すること。
- (4) ペットボトルの水平リサイクルの取り組みについて、自販機に掲示すること。掲示内容については、事業者が持っている掲示物を基に区と協議のうえ決定する。
- (5) デザイン、外観色については設置場所への景観配慮に努めること。また、自動販売機の管理と販売品目に関すること及び(4)に指定の掲示物以外の宣伝広告類は掲示等しないこと。
- (6) 省エネタイプの機器を設置すること。日本自動販売システム機械工業会が設定した年間消費電力量の2012年度までの目標値と同等以上の性能を有した機器とする。
- (7) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(通称：グリーン購入法)の適合機種を設置すること。
- (8) ユニバーサルデザインタイプ指定の物件はユニバーサルデザインを設置すること。
- (9) 足立区が依頼する方法により、設置期間を明示すること。
- (10) 子メーターには、事業者名と契約書上の施設名(例：●●センター)、設置場所(例：●階)を記載したラベルを貼付すること。また、子メーターの数値に異常がないか毎月確認すること。異常があった場合は、速やかに施設担当課へ報告すること。
- (11) 交通系電子マネー決済を含む、電子マネー、ICカード等のキャッシュレス決済搭載機を設置すること。

2 販売品目と付帯する条件

- (1) 取り扱い可能な商品は缶、紙パック、ペットボトルの飲料水とし、自販機と併せて設置する回収ボックスにて回収されたペットボトルを、全てペットボトルへトリサイクル(水平リサイクル)すること。リサイクル業者との契約書の写し等、水平リサイクルを実施していることを示す書類を契約時に必ず提出すること。契約後は毎年1月から2月に、同様の書類を資産管理課へ提出すること。
- (2) 除外品目は次のとおり。
 - ・ ビン飲料
 - ・ 酒類、アルコールテイスト飲料
 - ・ 給茶機方式でその場で注ぐ飲料

- (3) 自動販売機設置後の販売品目の変更は、上記条件を遵守し施設管理者と協議のうえ、使用者のニーズに合わせて適宜行うこと。また、機器を設置する前に、設置しようとする機器（回収ボックスも含む）のカタログ及び配置図並びに販売品目の一覧を施設担当課へ提出すること。機器の変更及び販売品目の変更を行う場合も同様とする。ただし、(1) 及び (2) に記載の条件は変更不可とする。
- (4) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

3 維持管理責任

- (1) 転倒防止策を講じる等、安全面を充分確認して設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (2) 機器に併設して、空容器を種類に応じた分別回収ボックスを設置し、回収・リサイクルを行うこと。また、分別回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、空容器の回収及び周辺の清掃を適宜行い、衛生管理の徹底を図ること。
- (3) 商品補充、金銭管理等を適切に行い、トラブル防止を講じること。特に商品の賞味期限には充分注意すること。
- (4) 搬入・搬出、販売の時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- (5) 機器が故障したときは、直ちに保守修理を行うこと。
- (6) 自動販売機管理者ステッカーなどの連絡先を見やすい位置に2か所以上明記すること。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情等については設置事業者の責任において対応すること。自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等特定の行為を設置事業者が自ら行わない場合は、代行業者に関する情報をあらかじめ施設担当課に届出ること。代行業者によって何らかの問題が生じた場合の責任は、設置事業者が負うものとする。また、足立区が依頼した方法により、設置期間を明示すること。
- (7) 法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (8) 電力事情等社会情勢によっては、表示灯の消灯など節電対応を実施することがある。

4 実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、3か月ごとに施設担当課へ書面で報告すること。

5 大規模災害発生時における商品の無償提供について

別途、「大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書」を締結すること。

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」(J I S規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じること。
- (2) 「自動販売機の堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じること。特に屋外に設置する自動販売機は、必ず鍵を二重ロックし、防犯に努めること。
- (3) 安全のためアース線を接続すること。ただし、設置機器・設置場所により接続が困難と考えられる場合は、施設担当課と協議すること。
- (4) 脱炭素化推進のため、通常のペットボトルを販売しないことについて、区が作成した掲示物を自販機に掲示すること。
- (5) デザイン、外観色については設置場所への景観配慮に努めること。また、自動販売機の管理と販売品目に関すること及び(4)に指定の掲示物以外の宣伝広告類は掲示等しないこと。
- (6) 省エネタイプの機器を設置すること。日本自動販売システム機械工業会が設定した年間消費電力量の2012年度までの目標値と同等以上の性能を有した機器とする。
- (7) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(通称:グリーン購入法)の適合機種を設置すること。
- (8) ユニバーサルデザインタイプ指定の物件はユニバーサルデザインを設置すること。
- (9) 足立区が依頼する方法により、設置期間を明示すること。
- (10) 子メーターには、事業者名と契約書上の施設名(例:●●センター)、設置場所(例:●階)を記載したラベルを貼付すること。また、子メーターの数値に異常がないか毎月確認すること。異常があった場合は、速やかに施設担当課へ報告すること。
- (11) 交通系電子マネー決済を含む、電子マネー、ICカード等のキャッシュレス決済搭載機を設置すること。

2 販売品目と付帯する条件

- (1) 取り扱い可能な商品を、再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パック飲料水とする(通常のペットボトルの販売は不可)。
- (2) 除外品目は次のとおり。
 - ・ ビン飲料
 - ・ 酒類、アルコールテイスト飲料
 - ・ 給茶機方式でその場で注ぐ飲料
- (3) 自動販売機設置後の販売品目の変更は、上記条件を遵守し施設管理者と協議のうえ、使用者のニーズに合わせて適宜行うこと。また、機器を設置する前に、設置しようとする機器(回収ボックスも含む)のカタログ及び配置図並びに販売品目の一覧を施設

担当課へ提出すること。機器の変更及び販売品目の変更を行う場合も同様とする。ただし、(1) 及び (2) に記載の条件は変更不可とする。

(4) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

3 維持管理責任

(1) 転倒防止策を講じる等、安全面を充分確認して設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(2) 機器に併設して、空容器を種類に応じた分別回収ボックスを設置し、回収・リサイクルを行うこと。また、分別回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、空容器の回収及び周辺の清掃を適宜行い、衛生管理の徹底を図ること。

(3) 商品補充、金銭管理等を適切に行い、トラブル防止を講じること。特に商品の賞味期限には充分注意すること。

(4) 搬入・搬出、販売の時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

(5) 機器が故障したときは、直ちに保守修理を行うこと。

(6) 自動販売機管理者ステッカーなどの連絡先を見やすい位置に2か所以上明記すること。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情等については設置事業者の責任において対応すること。自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等特定の行為を設置事業者が自ら行わない場合は、代行業者に関する情報をあらかじめ施設担当課に届出ること。代行業者によって何らかの問題が生じた場合の責任は、設置事業者が負うものとする。また、足立区が依頼した方法により、設置期間を明示すること。

(7) 法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

(8) 電力事情等社会情勢によっては、表示灯の消灯など節電対応を実施することがある。

4 実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、3か月ごとに施設担当課へ書面で報告すること。

5 大規模災害発生時における商品の無償提供について

別途、「大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書」を締結すること。

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 「自動販売機の据付基準」(J I S規格)や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じること。
- (2) 「自動販売機の堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会)や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じること。特に屋外に設置する自動販売機は、必ず鍵を二重ロックし、防犯に努めること。
- (3) 安全のためアース線を接続すること。ただし、設置機器・設置場所により接続が困難と考えられる場合は、施設担当課と協議すること。
- (4) 脱炭素化推進のため、通常のペットボトルの販売数を制限していることについて、区が作成した掲示物を自販機に掲示すること。
- (5) デザイン、外観色については設置場所への景観配慮に努めること。また、自動販売機の管理と販売品目に関すること及び(4)に指定の掲示物以外の宣伝広告類は掲示等しないこと。
- (6) 省エネタイプの機器を設置すること。日本自動販売システム機械工業会が設定した年間消費電力量の2012年度までの目標値と同等以上の性能を有した機器とする。
- (7) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(通称:グリーン購入法)の適合機種を設置すること。
- (8) ユニバーサルデザインタイプ指定の物件はユニバーサルデザインを設置すること。
- (9) 足立区が依頼する方法により、設置期間を明示すること。
- (10) 子メーターには、事業者名と契約書上の施設名(例:●●センター)、設置場所(例:●階)を記載したラベルを貼付すること。また、子メーターの数値に異常がないか毎月確認すること。異常があった場合は、速やかに施設担当課へ報告すること。
- (11) 交通系電子マネー決済を含む、電子マネー、ICカード等のキャッシュレス決済搭載機を設置すること。

2 販売品目と付帯する条件

- (1) 取扱い可能な商品を再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パック、通常のペットボトルおよびプラスチック製容器の飲料水とする。通常のペットボトルおよびプラスチック製容器の飲料水の取り扱いは、商品全体の3割以下とする。商品全体の7割以上は、再生ペットボトル、バイオペットボトル、缶、紙パックの飲料水とする。
- (2) 除外品目は次のとおり。
 - ・ ビン飲料
 - ・ 酒類、アルコールテイスト飲料
 - ・ 給茶機方式でその場で注ぐ飲料
- (3) 自動販売機設置後の販売品目の変更は、上記条件を遵守し施設管理者と協議のうえ、

使用者のニーズに合わせて適宜行うこと。また、機器を設置する前に、設置しようとする機器（回収ボックスも含む）のカタログ及び配置図並びに販売品目の一覧を施設担当課へ提出すること。機器の変更及び販売品目の変更を行う場合も同様とする。ただし、（１）及び（２）に記載の条件は変更不可とする。

- （４） 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

3 維持管理責任

- （１） 転倒防止策を講じる等、安全面を充分確認して設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- （２） 機器に併設して、空容器を種類に応じた分別回収ボックスを設置し、回収・リサイクルを行うこと。また、分別回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、空容器の回収及び周辺の清掃を適宜行い、衛生管理の徹底を図ること。
- （３） 商品補充、金銭管理等を適切に行い、トラブル防止を講じること。特に商品の賞味期限には充分注意すること。
- （４） 搬入・搬出、販売の時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- （５） 機器が故障したときは、直ちに保守修理を行うこと。
- （６） 自動販売機管理者ステッカーなどの連絡先を見やすい位置に２か所以上明記すること。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情等については設置事業者の責任において対応すること。自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等特定の行為を設置事業者が自ら行わない場合は、代行業者に関する情報をあらかじめ施設担当課に届出ること。代行業者によって何らかの問題が生じた場合の責任は、設置事業者が負うものとする。また、足立区が依頼した方法により、設置期間を明示すること。
- （７） 法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- （８） 電力事情等社会情勢によっては、表示灯の消灯など節電対応を実施することがある。

4 実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、３か月ごとに施設担当課へ書面で報告すること。

5 大規模災害発生時における商品の無償提供について

別途、「大規模災害発生時における商品の無償提供に関する協定書」を締結すること。